

広報 あいづ ばんげ

12

No.664
2019

目次 -CONTENTS-

フォトレポート ばんげの秋	2
令和元年度 上半期の財政状況	4
税務管理班からのお知らせ	5
水道課からのお知らせ	6
交通事故を起こさない、交通事故に遭わないために	7
まちの話題・スマイルトーク	8
図書室だより・町史編さん調査余話(27)	10
お知らせインフォメーション	11
こどもと健康の広場	14
ばんげのうつくしま健康応援店・川柳コンクール	16

会津農林高校生と一緒に 小菊かぼちゃカレー、いただきます! (坂下南小学校)

坂下南小学校 5 年生と会津農林高校 3 年生が一緒に育てた
会津伝統野菜の小菊かぼちゃが今年も学校給食になりました!
ねっとりとした食感でほんのり甘い小菊かぼちゃはビタ
ミンや食物繊維を豊富に含む栄養価の高い食材です。

(P9 まちの話題をご覧ください。)

フォトリポート ばんげの秋



にぎわいの秋

11/1・2・3

産業文化祭



「斎藤家絵図」や「坂内家文書」などの会津に残る貴重な歴史資料の展示・解説【会津坂下町古文書研究会】



色鮮やかな盆栽の展示【会津坂下盆栽協会】



多くの人が詰めかけたバザー【坂下婦人会】

多くの方々にご来場いただいた産業文化祭は青空の下開催されました。

中央公民館と健康管理センターでは、町民の皆さんの書や絵画などの力作が展示され、健康管理センターでは、会津農林高校による伝統野菜の栽培や会津漆復活への取り組みについて学習発表が行われました。

外の会場では、ばんげ軽トラ市や会津農林高校などによる農産物の販売、新そばの「手打ちソバ即売会」が行われ、農産物を買いたい求める人や新そばを味わう方のにぎわいました。



子どもたちに大人気！フワフワキビタン



親子連れが楽しんだ木工クラフト体験コーナー【会津自然の家】



農産物の販売を通して、地域の人々と触れ合う【会津農林高校】



大勢の方が耳を傾けた学習発表【会津農林高校】

食欲の秋

11/9・10

ばんげいにしえ街道 新そば祭り

実りの秋、芸術の秋…。皆さんはどのような「秋」を過ごしましたか？今回は会津坂下町の秋の行事を写真でお伝えします。

農村環境改善センターで行われた新そば祭りは、2日間で約1,100人の方が来場しました。「挽きたて・打ちたて・茹でたて」の透き通った新そばや地酒は絶品でした！



小・中・高校生ボランティアの皆さんありがとうございました



10月・11月、学校・幼稚園では子どもたちが日頃の成果を発表する機会が目白押しでした！
発表会などでの真剣なまなざし、はじける笑顔をご覧ください。

学びの秋

10月26日 坂下南・坂下東小学校学習発表会

南小学校



東小学校



スポーツの秋

坂下南・坂下東幼稚園運動会

10/12
南幼稚園



10/5
東幼稚園



11月1日 会津坂下町 幼・小・中音楽祭

芸術の秋



令和元年度 上半期の財政状況

令和元年度9月末現在の会津坂下町の一般会計の執行状況は、下表のとおりです。

9月末現在の補正予算や前年度の繰越予算を含めた総額は、75億4,878万7千円（うち繰越予算2億1,462万1千円）となりました。

歳出は、埋蔵文化財センター整備事業や、防雪サブセンター建設事業の終了などにより、前年度と比較して減少となりました。歳入は、事業終了などに伴い国県支出金や町債が減少となり、歳出同様減少となりました。

上半期の主な事業は、橋梁長寿命化修繕計画の策定、幼稚園児送迎バス乗降所の整備および、小・中学校の空調設備設置などでした。

今後は、令和2年度を初年度とする第六代会津坂下町振興計画および、9月に策定した会津坂下町財政健全化アクションプランに基づき、振興計画の進捗を図りながら、財政の健全化に向けた取り組みを実施します。

一 般 会 計（平成31年4月～令和元年9月）

歳 入 (単位：千円)				歳 出 (単位：千円)			
科 目	予算現額	収入済現在高	収入率(%)	科 目	予算現額	支出済現在高	執行率(%)
町 税	1,506,052	947,579	62.9	議 会 費	98,411	51,783	52.6
地 方 譲 与 税	94,898	24,334	25.6	総 務 費	1,298,206	447,679	34.5
利 子 割 交 付 金	2,202	468	21.3	民 生 費	1,906,780	552,428	29.0
配 当 割 交 付 金	4,472	955	21.4	衛 生 費	441,972	197,786	44.8
株式等譲渡所得割交付金	1,963	0	0.0	労 働 費	9,349	6,655	71.2
地方消費税交付金	307,422	170,404	55.4	農林水産業費	472,750	228,590	48.4
自動車取得税交付金	11,437	6,037	52.8	商 工 費	147,599	94,381	63.9
環境性能割交付金	4,233	0	0.0	土 木 費	729,337	246,470	33.8
地方特例交付金	34,246	11,716	34.2	消 防 費	327,283	230,732	70.5
地 方 交 付 税	2,866,199	1,938,369	67.6	教 育 費	933,312	384,350	41.2
交通安全対策特別交付金	2,036	984	48.3	災 害 復 旧 費	12,278	259	2.1
分担金及び負担金	65,333	12,660	19.4	公 債 費	1,093,394	541,986	49.6
使用料及び手数料	114,432	53,845	47.1	諸 支 出 金	9,237	1,546	16.7
国 庫 支 出 金	555,223	150,572	27.1	予 備 費	68,879	0	0.0
県 支 出 金	713,848	48,663	6.8	総 計	7,548,787	2,984,645	39.5
財 産 収 入	6,861	3,851	56.1				
寄 附 金	33,601	10,138	30.2				
繰 入 金	68,121	0	0.0				
繰 越 金	335,036	335,037	100.0				
諸 収 入	245,268	64,469	26.3				
町 債	575,904	15,700	2.7				
総 計	7,548,787	3,795,781	50.3				

財政調整基金残高	95,502
減債基金残高	5

繰越予算の内訳	
プレミアム付商品券事業	1,572
地域医療介護総合確保基金事業補助金	6,156
橋梁定期点検・橋梁長寿命化修繕計画策定事業	17,083
小・中学校空調設備設置事業	174,014
幼稚園児送迎バス乗降所整備事業	15,796

住宅新(増)築、家屋の滅失などをお知らせください！

次年度の固定資産税の正確な算定のため、下記事項に該当する方は手続きをお願いします。

※固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

住宅や車庫、倉庫などを新築・増築した場合

年内(12月末まで)に完成した家屋は、来年度の課税対象となるため「家屋評価」を行います。既に完成し、まだ評価が済んでいない場合や、年内に完成予定である場合はお知らせください。

家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊した時は**滅失届を提出**してください。来年度より、滅失分の家屋について固定資産税がかからなくなります。届け出を忘れると、既になくなった家屋にも課税される場合がありますのでご注意ください。

償却資産を新規購入または廃棄した場合

事業者が事業を営むために毎年1月1日現在で所有している機械・設備・備品などの償却資産については、**1月31日までにその資産が所在する市町村に申告する義務（地方税法第383条）があります。**

昨年度申告された方には「償却資産申告書」を送付しますので、新規購入分や廃棄分について申告してください。新たに事業主となり、償却資産を所有することになった方はご連絡ください。

【問い合わせ 総務課 税務管理班 ☎84-1502】

インターネット(e-Tax)で確定申告ができます！

e-Tax（データ送信）で自宅で確定申告書が作成可能です。簡単便利な e-Tax をぜひご利用ください！

☐ e-Tax はこんなに便利

- ・申告会場に出向く必要なし！ … e-Tax または印刷して郵送などにより提出
- ・税額を自動で計算！ …………… 自動計算により計算誤りのない申告書を作成
- ・前年データの利用が可能！ …… データを保存し、翌年の申告でも利用可能
- ・いつでも利用可能！ …………… 24 時間いつでも好きな時間に利用可能



①確定申告書等作成コーナーにアクセス…パソコンやスマートフォンから「作成コーナー」で検索

国税庁ホームページ www.nta.go.jp/ **作成コーナー** **検索**

②申告書を作成…画面案内に従い、金額などを入力していくと申告書が作成できます

③申告書を提出…**e-Tax（データ送信）**または**郵送**などでご提出ください

e-Tax（データ送信）利用にはID・パスワードが必要です！

ID・パスワードの取得をご希望の方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、会津若松税務署にお越しください。

※マイナンバーカードをお持ちであれば、上記ID・パスワードの取得必要はありませんが、ICカードリーダライタ（ICカード読み取り機）が必要となります。

白色申告決算説明会を開催します

事業（農業含む）・不動産・山林所得など、全ての住民税・所得税の白色申告者に平成26年1月から帳簿の記帳・保存が義務付けられています。税務署では、記帳と帳簿書類の保存制度概要、令和元年分の確定申告における決算の仕方を説明する「決算説明会」を実施します。

日時 ①12月10日（火）午後1時30分～3時 会津坂下町 中央公民館2階「大研修室」

②12月11日（水）(1)午前10時～11時30分 (2)午後1時30分～3時

会津若松市役所 河東支所2階「大会議室」

※会津若松市役所河東支所にお越しの際は庁舎西側駐車場をご利用ください。

【問い合わせ 会津若松税務署 e-Tax：☎27-4311／白色申告説明会：☎27-4314（個人課税第一部門）】

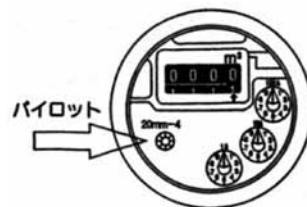
冬期間の水道使用について

冬期間（12～2月）は積雪のため水道メーターの検針を行いません。（一部を除く）

11月の使用水量をもとに算定した推定の料金となります。なお、過不足については4月以降の料金で精算します。

水道管の凍結に気をつけましょう

気温が氷点下になると、凍結による水道管の破裂やヒビ割れなどで、漏水事故が大変多くなります。給水装置の修理費用はお客様の負担になりますので、漏水を早期発見するために、水道メーターを確認してください。家中の蛇口を全部閉めて水道メーターのパイロットが回っている時は、漏水の可能性があります。



水道防寒のしかた

- ①凍結防止器（ヒーター）を取り付けている場合は、スイッチを忘れずに入れてください。
- ②保温材を巻きます。毛布・布などでも有効ですが、濡れないように上からビニールなどを巻いてください。蛇口は破裂しやすいので完全に包んでください。
- ③メーターボックスの中に発泡スチロールなどを入れ、メーターボックスの上に段ボールなどをのせて保温してください。

水道が凍って出ないとき

水道管にタオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を水道管に直接かけると破裂やヒビ割れすることがありますので注意してください。

水道管が破裂したとき

破裂した部分に布かテープを巻きつけて応急手当をしてから、指定給水工事事業者へ修理を依頼してください。なお、メーターボックス内のレバーや不凍栓がある場合は、栓を閉めてください。

水道修繕工事休日当番業者について

これから寒さが一段と厳しい季節となります。除雪や凍結などにより、ご家庭の水道設備が壊れた場合は、直接指定給水工事事業者に修理を依頼してください。

冬期間の水道修繕工事休日当番業者		
12月	1(日)・8(日)・15(日)・22(日)・28(土)・29(日) 30(月)・31(火)	(有)ナリタエンタープライズ ☎ 83-2009
1月	1(水)・2(木)・3(金)・4(土)・5(日)・12(日)・13(月) 19(日)・26(日)	(有)坂下水道 ☎ 83-2607
2月	2(日)・9(日)・11(火)・16(日)・23(日)・24(月)	(有)あいづリフォームサービス ☎ 83-2693
3月	1(日)・8(日)・15(日)・20(金)・22(日)・29(日)	ハッ橋設備(株) ☎ 27-3925

交通事故を起こさない、交通事故に遭わないために

路面凍結などで事故が発生しやすい冬期に突入します。皆さんはタイヤ交換などの冬支度はお済みですか？ある日突然、事故の当事者とならないように日頃から気をつける点と、冬期間の安全対策についてお伝えします。

1 冬期間に向けた準備と事故防止対策…

会津坂下署管内での冬期間の人身事故の約7割が会津坂下町で発生しています！

- ①早めのライト点灯
- ②歩行者・自転車は反射材を必ず着用
- ③早めのタイヤ交換！

雪が降ってからでは遅いです。11月中（できれば中旬ぐらいまで）を目安に早めに交換しましょう。まだの人はすぐに交換を！

④スピードを出さない

凍結路面では車を制御できません！路面が濡れているだけに見えても凍結していることもあり、大変危険です。冬期間は通常よりさらに時間にゆとりを持って安全運転に努めましょう。

標語 出るなら屋に！
夜なら光れ☆

歩行者は反射材着用で存在を知らせ、運転手は上向きライトで早めに認識し、事故を防ぎましょう！

—交通安全協会より—
反射材は無料でお配りしています！
署までお越しください。



反射材とライトの効果検証(20m手前から撮影)



反射材無し、ライト下向き



反射材有り、ライト上向き

▲反射材を身に付けた人は20m手前からでも発見可能です。また、ドライバーは50km/h走行では停止に23.5m必要ですが、40km/h走行の場合16.7m以上の距離があれば急ブレーキで停止可能です。

2 高齢運転者の免許自主返納をお勧めします！

運転に危険を感じた場合、または家族の運転に危険を感じたら、事故を起こす前に免許の自主返納をお勧めします！自主返納にはご家族の協力も必要です。下記のような高額賠償判決となれば家庭崩壊にもつながってしまいます。

交通事故高額賠償判決（人身事故）

認定損害額	態様	判決年月日
5億2,853万円	死亡	H 23.11. 1
4億5,381万円	後遺障害	H 28. 3.30
4億5,251万円	後遺障害	H 29. 7.18
4億3,961万円	後遺障害	H 23.12.27



3 飲酒運転は絶対にしない！

飲酒運転による交通事故は12月に最も多く発生しています！！

忘年会などで飲酒の機会が増える時期も油断せず、「飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！」を厳守してください。人を死亡させた場合は有期懲役、負傷させた場合は15年以下の懲役となります。

会津坂下警察署
では飲酒運転取締り
を強化しています！



子どもの命を守ろう！

シートベルト、チャイルドシートをご着用ください！

交通事故で車の外に投げ出される「車外放出事故」で亡くなる子どもが依然として多い状況です。町内でも子どものチャイルドシート・シートベルトの未着用品が目立ちます。お子さんを守るのは親の責任です。悲惨な交通事故を会津坂下町から無くすために、確実なチャイルドシート・全席シートベルトをお願いします。

■シートベルト非着用者の致死率は着用者の14倍！

人身事故において、傷害の程度が重くなるほどシートベルトの着用率が低くなり、死亡者の着用率は67.6%（平成30年 福島県）でした。



会津坂下警察署
地域交通課長
渡部 文武さん